

## 京都市職員共済組合細則第2号

京都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程細則の一部を改正する細則の制定について

京都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和6年3月15日

京都市職員共済組合

理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程細則の一部を改正する細則

京都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程細則の一部を改正する細則の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「(以下この条において「開示等の請求を行う者」という。)」を削り、同条を11条とし、第11条を第12条とする。

第13条第2項中「決定」を削る。

別紙2様式第3号及び第4号中「(規程細則第12条関係)」を「(規程細則第11条関係)」に改める。

### 附 則

この細則は、公告の日から施行し、改正後の京都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程細則の規定は令和5年4月1日から適用する。

(行財政局人事部厚生課)